

# 南城市・八重瀬町ごみ分別表(事業系)

事業系ごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において事業者が処理責任を持つと定められています。事業系ごみの正しい処理と減量・資源化にご協力ください！(分別されていないごみは、収集も自己搬入もできません。)

資源ごみ

## 紙類

### 出し方

- 分別後ひもでしばる
- 袋には入れない
- 雨などで濡らさない

新聞

チラシ

段ボール

OA用紙

雑がみ

コピー用紙  
コンピュータ用紙等

### 同じ種類の紙ごとに分別して集めるのがポイント

- 大きさが名刺程度を超える紙は、ほとんどがリサイクル可能とされています。
- できる限り同じ種類の紙ごとに分別して集めることにより、幅広くリサイクルされます。

### 資源化できない紙類はもえるごみへ

- 防水加工紙
- 写真
- カーボン紙
- 感熱紙
- 紙テープ
- ビニールコート紙など

※ビニール・フィルム等ははがしてください。

## かん

- 軽く水洗いしてスチール缶・アルミ缶に分別しましょう。



ペットボトル、びんのキャップ・ラベルは必ずはずしてください。

## ペットボトル

- キャップをはずして、軽く水洗いして出してください。



- ※金属製のキャップはもえないごみへ
- ※プラスチック製のキャップはもえるごみへ
- ※なるべくつぶして入れてください

## びん

- キャップをはずして軽く水洗いして色ごとに分けてください。



※たばこなどの異物が入っているとリサイクルできません。

もえるごみ

## 生ごみ



※生ごみは、水切りしてから出してください。

## 資源化できない紙



ビニールコート紙  
紙くず

## FAX



感熱紙(FAX用紙)  
写真

合成袋(ビニールコーティング)



伝票

紙コップ・プラコップ



裏カーボン紙(伝票等)

紙コップ・プラコップ



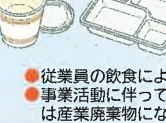
ノーカーボン紙(領収書等)

領収書

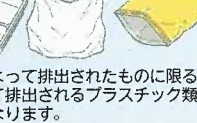


## プラスチック類

カップめん・弁当の容器



レジ袋・菓子袋



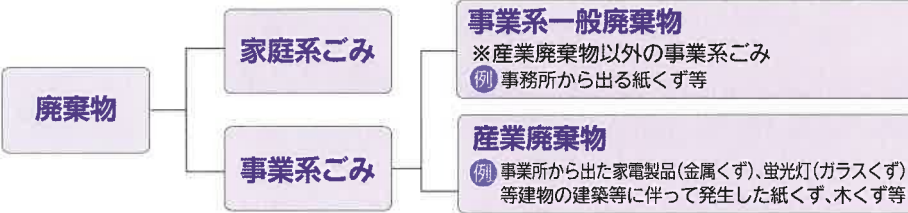
- 従業員の飲食によって排出されたものに限る。
- 事業活動に伴って排出されるプラスチック類は産業廃棄物になります。

## 危険ごみ・もえないごみ

事業系不燃ごみは産業廃棄物となり、市・町では回収できません。産業廃棄物処理業者へ処理を依頼するか、または自ら産業廃棄物処理施設へ搬入してください。詳しくは下記をご覧ください。

## 事業系ごみについて

事業系ごみとは営利・非営利に関わらずあらゆる事業活動に伴って発生するごみのことで、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。



- 事業系ごみのうち法律で規定されている下記の21種類が産業廃棄物です。市・町で回収できるのは「事業系一般廃棄物」だけです。

燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、※紙くず、※木くず、※繊維くず、※動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉛さい、がれき類、※動物のふん尿、※動物の死体、ばいじん、※動物系固形不要物、上記19種類の廃棄物を処分するために処理したもの(※=業種指定あり)、輸入された廃棄物(航行廃棄物、携帯廃棄物を除く)

このようなものが産業廃棄物になります(例)  
市・町では回収できません。下記以外の産業廃棄物についても同様です。



※産業廃棄物処理業者については、沖縄県のホームページにてご確認ください。

## 自己搬入について

島尻環境美化センター、東部環境美化センターへ直接持ち込み(自己搬入)もできます(有料)。分別されていないごみは搬入できませんので、ごみの分別を徹底してください。

- 受付時間 8時30分～11時30分、13時～16時30分 月～土(こどもの日、勤労感謝の日、年始(1/1～1/3)、暴風警報発令時を除く。)
  - ごみ処理手数料 南部広域行政組合HPをご覧ください。
- 自己搬入の際には、指定ごみ袋は不要です。無地の透明袋を使用し、他市町村の指定袋は使用しないでください。  
※自己搬入できないごみもありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

産業廃棄物処理業者名簿(沖縄県) 南部広域行政組合



## ごみについてのお問い合わせ

- 南城市役所 生活環境課 ☎098-917-5318
- もえるごみ：東部環境美化センター ☎098-946-3014
- 八重瀬町役場 住民環境課 ☎098-998-8203
- 資源ごみ：島尻環境美化センター ☎098-948-7070